改正建築基準法に関して林業・木材関連業者からの意見書(案)

改正建築基準法に関して林業・木材関連業者として下記のように考えています ので、早急に行政の適切な対応を求めます。

①地域材(国産材)の需要拡大を阻害する。

各政党のマニュフェストでは地域材の需要拡大を謳っているが、改正建築基準 法のもとでは地域材の需要は減少する。

②建築基準法等関連告示 建設省告示第 1898 号 の規制は現実的ではない。建設省告示第 1898 号の六、七では木材の含水率が規制されているが、製材においてこの数値を実現するには歩留まりが悪く現実的ではないため、規制緩和が必要である。

③地域材の利用は「200年住宅ビジョン」の実現に必須である。

自由民主党住宅土地調査会が示した「200年住宅ビジョン」において、維持管理の徹底や環境負荷の低減の目的を達成するために地域材を利用することは必要不可欠である。改正建築基準法において地域材が利用できるようにすべきである。

④林野庁「新生産システム」を実現するため建築基準法を整備すべきである。 18年度から林野庁「新生産システム」が稼働し始めた。この事業の目的は、 地域材の利用拡大、森林所有者の収益向上、森林整備の推進である。改正建築 基準法はこの動きにブレーキをかける恐れが強い。林野庁と国交省が連携をと って、この事業が推進できるように法律を整備すべきである。

⑤地域材の需要拡大による里山の環境保全を訴える。

日本の国土は健全な森林経営によって里山の環境は保全される。地域材の需要拡大が危急の課題であり、全国で上記の取り組みがなされている。その最中に改正建築基準法がその努力を阻害することがあってはならない。後世に美しい 里山の環境を残せるように政策を講じるべきである。

⑥地域材の利用には大工技術の継承が不可欠である。

日本には長い年月をかけて培われてきた大工技術と木の文化がある。地域材を 利用するためには大工技術は不可欠である。改正建築基準法ではその大工技術 を否定する要素が多くあり、今後大工技術の継承は不可能になり、地域材の利 用を阻害する。建築基準法は大工技術の継承や木の文化の発展に配慮すべきで ある。

【参考資料】

●自由民主党 住宅土地調査会 「200 年住宅ビジョン」 http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2007/pdf/seisaku-007a.pdf

●林野庁新生産システム

http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/h18-4gatu/O411sinseisan.html 我が国は、森林の所有規模が零細であることに加え、林業・木材産業に係る生産・流通・加工は小規模・分散的・多段階となっています。また、ニーズに応じた製品の安定供給ができず需要が低迷してきました。その結果、林業家への還元ができず森林の手入れが進まない状況となっています。

こうした状況に対処するため、新生産システムモデル地域を選定し、当該地域において、①川上から川下までの合意形成を促進し、②森林施業や経営の集約化、協定取引の推進、生産・流通・加工のコストダウンを図り、③ハウスメーカー等のニーズに応じた木材の安定供給を図ること等を通じて、地域材の利用拡大、森林所有者の収益向上、森林整備の推進を図って参る考えです。

●建築基準法等関連告示 建設省告示第 1898 号

http://www.icba.or.jp/kokuji/kaisei/s62_1898.htm

六 針葉樹の構造用製材の日本農林規格(平成3年農林水産省告示第143号) 第4条に規定する目視等級区分製材の規格又は同告示第5条に規定する機械等 級区分製材の規格のうち、含水率の基準が15パーセント以下(乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合とした場合にあっては、20パーセント以下)のもの

七 平成 12 年建設省告示第 1452 号第七号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材のうち、含水率の基準が 15 パーセント以下 (乾燥割れにより耐力が低下するおそれの少ない構造の接合とした場合にあっては、20 パーセント以下) のもの

●参議院選挙と各党の森林林業政策(2007/8/12)

http://homepage2.nifty.com/fujiwara_studyroom/kokunai/saninsen/saninsen.htm

自由民主党 重点施策 2007「美しい国をめざして」 P54 林業木材産業の再生、違法伐採対策

民主党 森と里の再生プラン

公明党 マニフェスト 2007「勢いのある国づくり」

共産党 2007 年参院選 個別・分野別政策/くらしと経済

社民党 参議院選挙公約 2007

国民新党 第21回参議院議員選挙 わが党の選挙公約

文責:江原 幸壱(木の建築設計ー級建築士事務所)